

Press Release

愛媛労働局発表 平成 30 年 12 月 25 日 (火) 愛媛労働局

職業安定部職業対策課

課 長 永木 徹 地方障害者雇用担当官 山崎 敏明 (電話) 089-941-2940

平成30年公的機関等における障害者雇用状況の集計結果

愛媛労働局では、このほど、愛媛県、市町、教育委員会及び国立大学法人等における、 平成30年6月1日現在の障害者の任免状況の通報及び雇用状況の報告の集計結果を取り まとめましたので、公表します。

なお、民間企業における障害者の雇用状況については、データ入力のための作業ツールの不具合により、平成31年3月末までに公表する予定です。

集計結果の概要

愛媛県、市町及び教育委員会は、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号。以下「法」という。)第40条、国立大学法人等は、法第43条に基づき、毎年、障害者である職員の任免又は雇用状況を、通報又は報告しなければなりません。なお、以下の集計結果において記載されている前年の値は、各機関において平成29年の報告を再点検した値となっています。

(愛媛県、市町及び教育委員会) 法定雇用率 2.5%、愛媛県の教育委員会は 2.4%

- ・愛媛県(知事部局、公営企業管理局、警察本部) 雇用障害者数 81.0 人 (69.0 人)、実雇用率 1.30% (1.11%)、 不足数 75.0 人 (73.0 人)
- ・愛媛県教育委員会 雇用障害者数 140.0 人(123.0 人)、実雇用率 1.60%(1.39%)、 不足数 69.0 人(71.0 人)
- 市町(市町、教育委員会、公営企業局等)
 雇用障害者数 361.0 人(349.0 人)、実雇用率 1.96%(1.88%)、
 不足数 108.0 人(97.5 人)

※()は前年の値、以下同じ。

(国立大学法人等) 法定雇用率 2.5%

・国立大学法人愛媛大学及び公立大学法人愛媛県医療技術大学 雇用障害者数 57.0 人(57.0 人)、実雇用率 2.59%(2.58%)、 不足数 0.0 人(0.0 人)

◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の 割合(法定雇用率)に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者、知的障害者又は精神障害者(精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。)である(なお、平成30年3月まで、精神障害者は雇用義務の対象ではないが、精神障害者保健福祉手帳保持者を雇用している場合は雇用率に算定することができる)。

- 一般の民間企業 ······ 2. 2% [2. 0%]
○ 民間企業 ····· (45.5人 [50人] 以上規模の企業)

特殊法人等 ………………… 2.5% [2.3%]

(労働者数40人〔43.5人〕以上規模の特殊法人、
(独立行政法人、国立大学法人等)

- - ※()内は、それぞれの割合(法定雇用率)によって1人以上の障害者を雇用しなければならない こととなる企業等の規模である。
 - ※ [] 内は、平成30年3月までの値である。

【一般民間企業における雇用率設定基準】

身体障害者、知的障害者及び精神障害者である常用労働者の数 + 失業している身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数

障害者雇用率 =

常用労働者数 + 失業者数

- ※ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。
- ※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は 知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。
- ※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者(1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者)については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。
- ※ ただし、精神障害者である短時間勤務職員であっても、次のいずれかに該当する者については、 1人分としてカウントされる。
 - ① 平成27年6月2日以降に採用された者であること
 - ② 平成27年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること

愛媛県における障害者の雇用状況(法定雇用率2.5%)

	年	① 法定雇用障害者数の算 定の基礎となる職員数 (人)	② 障害者の数 (人)	③ 実雇用率 (%)	④ 不足数 (人)	備考
計	30年	6,231.0	81.0	1.30	75.0	
	29年	6,233.5	69.0	1.11	73.0	
	増減	▲ 2.5	12.0	0.19	2.0	
愛媛県知事部局	30年	4,332.5	54.0	1.25	54.0	
	29年	4,320.0	45.0	1.04	54.0	
	増減	12.5	9.0	0.21	0.0	
愛媛県警察本部	30年	441.0	12.0	2.72	0.0	
	29年	439.5	9.0	2.05	1.0	
	増減	1.5	3.0	0.67	▲ 1.0	
愛媛県公営企業 管理局	30年	1,457.5	15.0	1.03	21.0	
	29年	1,474.0	15.0	1.02	18.0	
	増減	▲ 16.5	0.0	0.01	3.0	

⁽注)各年とも6月1日現在。以下同じ。

愛媛県教育委員会における障害者の雇用状況(法定雇用率2.4%)

	年	① 法定雇用障害者数の算 定の基礎となる職員数 (人)	② 障害者の数 (人)	③ 実雇用率 (%)	④ 不足数 (人)	備考
愛媛県教育委員会	30年	8,743.5	140.0	1.60	69.0	
	29年	8,839.5	123.0	1.39	71.0	
	増減	▲96.0	17.0	0.21	▲ 2.0	

市町等の機関における障害者の雇用状況(法定雇用率2.5%)

	① 法定雇用障害者数 の算定の基礎となる 職員数(人)	② 障害者の数 (人)	③ 実雇用率 (%)	④ 不足数 (人)	備考
平成30年 計	18,462.5	361.0	1.96	108.0	
平成29年 計	18,531.5	349.0	1.88	97.5	
増減	▲ 69.0	12.0	0.08	10.5	
松山市	2,893.0	46.0	1.59	26.0	
伊予市	344.0	11.0	3.20	0.0	
東温市	465.5	6.0	1.29	5.0	
今治市	1,653.0	31.0	1.88	10.0	
八幡浜市	627.0	13.0	2.07	2.0	
西予市	862.5	15.0	1.74	6.0	
宇和島市	910.0	25.0	2.75	0.0	

	① 法定雇用障害者数 の算定の基礎とな る職員数(人)	② 障害者の数 (人)	③ 実雇用率(%)	④ 不足数(人)	備考
新居浜市	746.0	24.0	3.22	0.0	
西条市	1,057.0	12.0	1.14	14.0	
四国中央市	1,012.0	21.0	2.08	4.0	
大洲市	621.0	14.0	2.25	1.0	
久万高原町	318.5	9.0	2.83	0.0	
松前町	227.5	6.0	2.64	0.0	
低部町	238.0	7.0	2.94	0.0	
上島町	263.5	7.0	2.66	0.0	
伊方町	268.0	4.0	1.49	2.0	
愛南町	312.0	8.0	2.56	0.0	
松野町	135.0	3.0	2.22	0.0	
鬼北町	237.0	6.0	2.53	0.0	
内子町	218.0	6.0	2.75	0.0	
松山市教育委員会	446.0	8.0	1.79	3.0	
伊予市教育委員会	114.0	3.0	2.63	0.0	
今治市教育委員会	504.5	5.0	0.99	7.0	
八幡浜市教育委員会	128.5	1.0	0.78	2.0	
西予市教育委員会	271.5	2.0	0.74	4.0	
宇和島市教育委員会	308.5	8.0	2.59	0.0	
新居浜市教育委員会	294.5	8.5	2.89	0.0	
西条市教育委員会	394.0	2.5	0.63	6.5	
四国中央市教育委員会	182.5	4.5	2.47	0.0	
大洲市教育委員会	148.0	4.0	2.70	0.0	
松前町教育委員会	52.5	2.0	3.81	0.0	
砥部町教育委員会	87.5	0.0	0.00	2.0	
伊方町教育委員会	62.5	0.0	0.00	1.0	% 1
愛南町教育委員会	87.0	2.5	2.87	0.0	
内子町教育委員会	85.0	1.0	1.18	1.0	
松山市公営企業局	122.0	5.0	4.10	0.0	
松山広域福祉施設事務組合	107.0	1.0	0.93	1.0	※ 2
松山養護老人ホーム事務組合	41.0	0.0	0.00	1.0	
宇和島市病院局	678.5	11.5	1.69	4.5	
宇和島地区広域事務組合	580.5	14.5	2.50	0.0	
大洲喜多特別養護老人ホーム事務組合	204.0	1.0	0.49	4.0	
市立大洲病院	154.5	2.0	1.29	1.0	

^{※1} 伊方町教育委員会は、12月1日現在において、障害者の数1.0人、実雇用率1.53%、不足数0.0人となっている。

^{※2} 松山広域福祉施設事務組合は、12月1日現在において、障害者の数2.0人、実雇用率 1.82%、不足数0.0人となっている。

国立大学法人等における障害者の雇用状況(法定雇用率2.5%)

	年	① 法定雇用障害者数の算 定の基礎となる労働者 数(人)	② 障害者の数 (人)	③ 実雇用率 (%)	④ 不足数 (人)	備考
計	30年	2,199.0	57.0	2.59	0.0	
	29年	2,212.5	57.0	2.58	0.0	
	増減	▲ 13.5	0.0	0.01	0.0	
国立大学法人 愛媛大学	30年	2,144.5	55.0	2.56	0.0	
	29年	2,159.0	55.0	2.55	0.0	
	増減	▲ 14.5	0.0	0.01	0.0	
公立大学法人 愛媛県立医療技術大学	30年	54.5	2.0	3.67	0.0	
	29年	53.5	2.0	3.74	0.0	
	増減	1.0	0.0	▲ 0.07	0.0	

- 注1 愛媛県、市町及び教育委員会における①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
 - 2 国立大学法人等における①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、 常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者、知的障害者及び精神障害者が就業すること が困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得 た数)を除いた労働者数である。
 - 3 各表の②欄の「障害者の数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計であり、 短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相 当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神 障害者である短時間職員については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウント としている。

ただし、精神障害者である短時間勤務職員であっても、次のいずれかに該当する者については、1人とカウントしている。

ア 平成27年6月2日以降に採用された者であること

イ 平成27年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること

4 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。